

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

規 則

○財務規則の一部を改正する規則

○建設工事執行規則の一部を改正する規則

訓 令 甲

○出納事務決裁規程の一部を改正する訓令

○県工事検査規程の一部を改正する訓令

告 示

○平成八年宮城県告示第四百十二号（工事請負契約書及び変更契約書の様式）の一部改正

規 則

財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第四十五号

財務規則の一部を改正する規則

財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）の一部を次のように改正する。

第三十条第一項第一号中「の交付等（次に掲げるものを除く。）」を「以下この号において「補助金等」という。）の交付等」に、「こと」を「次のこと」に改め、同号イ及びロを次のように改める。

イ 総務部長があらかじめ指定する補助金等の交付の決定及びその変更

ロ 補助金等の交付に関する要綱の新設、変更（軽微な変更を除く。）及び廃止

第三十条第一項第一号ハを削る。

ページ

第三十七条第二項第一号中「少額」を「別に定める額の範囲内」に、「翌営業日までに指定金融機関等に払い込むことが効率的でない」を「現金等の保管体制が確保されている」に改める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

建設工事執行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第四十六号

建設工事執行規則の一部を改正する規則

建設工事執行規則（昭和三十九年宮城県規則第九号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第四項第二号中「。」を「。以下同じ。」に改める。

第二十九条第二項中「から」を「に保証事業会社と締結した公共工事の前払金保証事業に関する法律第二条第五項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）に係る」に、「前払金保証契約書」を「前払金保証証書」に改め、同条に次の一項を加える。

3 受注者は、前項の規定による前払金保証証書の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であつて、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、知事が認めた措置を講ずることができる。この場合において、

受注者は、当該前払金保証証書を寄託したものとみなす。

第二十九条の二第二項中「から」を「に保証事業会社と締結した保証契約に係る」に、「中間前払金保証契約書」を「中間前払金保証証書」に改め、同条に次の一項を加える。

4 受注者は、第二項の規定による中間前払金保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であつて、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、知事が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該中間前払金保証証書を寄託したものとみなす。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

○宮城県訓令第十五号

出納事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

宮城県訓令第十五号

訓 令 甲

出納事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

出納事務決裁規程の一部を改正する訓令

宮城県知事 村 井 嘉 浩

出納事務決裁規程（昭和六十年出納長訓令第一号）の一部を次のように改正する。
第六条第一項に次の一号を加える。

三 歳入歳出外現金の払出し

第六条第二項を削る。

第七条第一項に次の一号を加える。

四 一件五百万円未満の歳入歳出外現金の払出し

第七条第二項を削る。

附 則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

○宮城県訓令甲第十六号

県工事検査規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

県工事検査規程の一部を改正する訓令

県工事検査規程（昭和三十九年宮城県訓令甲第六号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項」を「第二十二條の四第一項」

に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

別表第二中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項の規定により採用された職員をいう。）は、

この訓令による改正後の県工事検査規程第四条第三項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の県工事検査規程の規定を適用する。

告 示

○宮城県告示第二百五十五号

平成八年宮城県告示第四百十二号（工事請負契約書及び変更契約書の様式）の一部を次のように改正し、令和五年四月一日から施行する。

令和五年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

様式第一号中「9 解体工事に要する費用等」を「9 建設発生の搬出先等 設計図書に記載のとおり」に改め、同様式の第四条中第五項を第六項として、第四項を第五項として、第三項を第四項として、同条第二項中「前項」を「第1項」に、「第5項」を「第6項」に改め、同項を同条第三項として、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 受注者は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であつて、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。

様式第一号の第三十一條第一項中「建設機械器具」を「建設機械器具（以下この条において「工事田の物等」という。）」に改め、同条第四項中「工事田の物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具」を「工事田の物等」に、「係る額」を「係る損害の額」に、「第6項」を「以下この条」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、災害応急対策又は災害復旧に関する工事における損害については、発注者が損害合計額を負担するものとする。

様式第一号の第三十一條第六項中「として」を「と」、「損害合計額を」とを「損害合計額から既に負担した額を差し引いた額を」としてに改め、同様式の第三十七條第七項中「第5項」を「第6項」に改め、同項を同条第八項とし、同条中第六項を第七項とし、第三項から第五項までを一項ずつ繰り下げ、同条第二項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 受注者は、前項の規定による保証証券の寄託に代えて、電磁的方法であつて、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証券を寄託したものとみなす。

様式第一号の第三十八條第四項中「前条第三項から第7項まで」を「前条第四項から第8項まで」に、「同条第五項」を「同条第六項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項として、同条第二項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第三項として、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 受注者は、前項の規定による保証証券の寄託に代えて、電磁的方法であつて、当該保証契約の相

